

**青梅市国民健康保険新型コロナウイルス感染症にかかる傷病
手当金の支給に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新型コロナウイルス感染症に感染した青梅市の国民健康保険の被保険者等にかかる傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるため、この条例案を提出いたします。

**青梅市国民健康保険新型コロナウイルス感染症にかかる傷病
手当金の支給に関する条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に感染した青梅市の国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）にかかる傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傷病手当金の支給)

第 2 条 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、

その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができることとなった日の前日までの期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 2 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 3 前項の規定により青梅市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条および第 3 条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が同日から市規則で定める日までの間に属する場合に適用するものとする。